美郷ほたる館

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区　分		展示室入館料（1人当たり）	
		現行	新
高校生以上	個人	200	200
	団体(15人以上)	150	150
小・中学生	個人	100	100
	団体(15人以上)	70	70

＊ ほたる館に入館する者であって、展示室に入室する者は、入館料を前納しなければならない。
＊ **（改正）多目的ルームのみ利用**する者は、入館料はかからない。

R8.4.1 料金改正　（単位：円）

区分	現行	時間区分	1時間当たり	新 使 用 料 【区分料金】 （ ）内は冷暖房使用する場合 ※「部屋の使用料×1.5」 使用時間は①9時～12時、②13時～17時 ※ 12時～13時の使用も可															
				市内		市内《土日祝日》		市外		市外《土日祝日》		入場料徴収、宗教、政治		入場料徴収、宗教、政治《土日祝日》		営業の宣伝		営業の宣伝《土日祝日》	
			@	A		A×1.2		A×1.5		A×1.2×1.5		A×2.0		A×1.2×2.0		A×4.0		A×1.2×4.0	
多目的ルーム		午前9時～正午	540	1,620	(2,430)	1,944	(2,916)	2,430	(3,645)	2,916	(4,374)	3,240	(4,860)	3,888	(5,832)	6,480	(9,720)	7,776	(11,664)
		午後1時～午後5時	540	2,160	(3,240)	2,592	(3,888)	3,240	(4,860)	3,888	(5,832)	4,320	(6,480)	5,184	(7,776)	8,640	(12,960)	10,368	(15,552)
		(終日) 午前9時～午後5時		4,320	(6,480)	5,184	(7,776)	6,480	(9,720)	7,776	(11,664)	8,640	(12,960)	10,368	(15,552)	17,280	(25,920)	20,736	(31,104)

＊ 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。

＊ 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。

＊ 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)の利用も可能。